

衆議院議員総選挙 最高裁判官国民審査

投票日は11月9日

十一月九日は、「衆議院議員総選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」の投票日です。これは国政の未来を決めるとても重要な選挙です。あなたの大切な一票を無駄にすることのないよう、棄権せずに必ず投票しましょう。なお、入場券は十月二十一日 から、順次郵送しました。

72の投票所で

午前7時から

選挙の日程

公示日＝10月28日 投票日＝11月9日

選挙の方法

小選挙区比例代表並立制です。小選挙区選挙は一選挙区から一人の議員を選出。比例代表選挙は全国を十一の選挙区（ブロック）に分け、政党の得票数に応じて議員を選出。

選挙区

小選挙区群馬県第一区＝前橋市、沼田市、勢多郡、利根郡 比例代表北関東選挙区＝群馬県、茨

城県、栃木県、埼玉県

定数

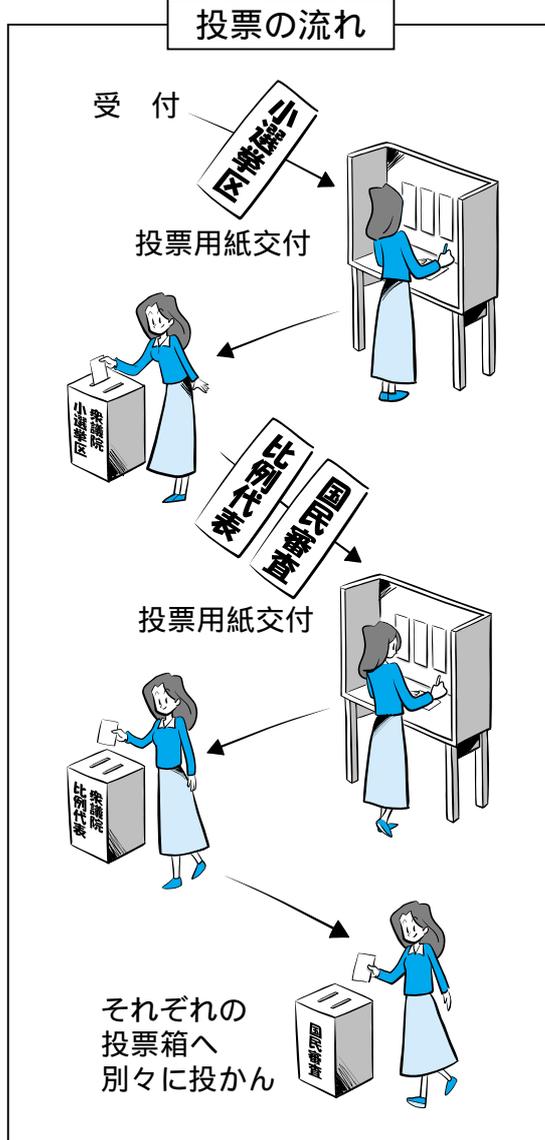
四百八十人。小選挙区選挙で三百人、比例代表選挙で百八十人を選出します。

投票

投票時間・投票所
時間＝午前7時～午後8時 投票所＝市内七十二カ所（入場券に施設名を記載）
投票できる人
昭和五十八年十一月十日以前

に生まれた人で、今年七月二十七日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人。他の市町村へ転出した人。本市の選挙人名簿に登録され

投票の流れ



ている人で、本市から転出し転出先の住民期間が三ヶ月に満たない人は、転出前の本市投票所で投票できます。また、投票日にその投票所に行けない人は不在者投票もできます。なお、該当になると見込まれる人には投票方法のお知らせを郵送します。

代理投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載し、投票すること

ができます。投票の秘密は厳守します。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票できます。点字の投票用紙を渡しますので、投票所の係員に申し出てください。点字器も用意しています。

投票方法

衆議院議員小選挙区と比例代表の選挙は自書式。最高裁判所裁判官の国民審査は記号式です。

投票の順序

投票所では右図のとおり、次の順に投票してください。

初めに衆議院小選挙区の投票用紙を渡します。候補者名を記入し投票箱へ。次に衆議院比例代表の投票用紙と国民審査の投票用紙を同時に渡します。比例代表には政党名などを記入、国民審査にはやめさせたい裁判官の上欄に×印を記入し、それぞれの投票箱へ。